

平成 24 年 8 月 21 日

## 発達障害を持つ男性の殺人事件判決に関する意見表明

(公社) 大阪精神科診療所協会

会長 堤 俊仁

平成 24 年 7 月 30 日、大阪市内の男性が姉を殺害したとして殺人罪に問われた裁判員裁判で、大阪地裁第 2 刑事部は被告人に懲役 16 年の求刑を上回る懲役 20 年を言い渡しました。

判決は、精神鑑定により被告人が広汎性発達障害の一つであるアスペルガー症候群であったことは認定しつつも、完全責任能力を認め、情状酌量の余地を認めませんでした。そして、逆に「反省していないから、再犯のおそれがある」「家族が受け入れず、社会に受け皿がないから、できるだけ長く刑務所に入れておくべきだ」と、刑期を求刑以上、殺人罪に適用される有期刑の上限の 20 年に延長するという信じられない判決が下されました。これは、障害を理由にした保安処分に他なりません。

広汎性発達障害を持ちながら生きる個人、そしてそのご家族がいかに孤独に追いつめられてしまうか、その苦悩に思いをいたすとき、本判決が被告人はもとより、発達障害をもちながら暮らす多くの人、そしてそのご家族に如何に大きな失望をもたらしたか、想像するにあまりあります。

私たちは、この判決が発達障害者の特性をまったく理解しない差別的なものであり、発達障害に対する偏見を助長する恐れが強いと考え、このような認識が控訴審においてあらためられることを切に望むとともに、司法関係者はもとより裁判員裁判に関わる裁判員が発達障害について正しく理解ができるよう適切な制度の設立が必要であると考えます。

さらに、私たちは、精神保健福祉医療の最前線に立つものとして、また本事件が起こった大阪で地域医療を展開するものとして、被告人やご家族に対して何ら地域で有効な支援をおこなえなかったこと、発達障害者に対する正しい認識を拓げることができていなかったことについての責任を痛感しており、今後発達障害に関する正しい認識の啓発、引きこもり状態に陥っている発達障害者への支援を模索したいと考えております。

以上

## 解 説

### 背景

広汎性発達障害、なかでも高機能のアスペルガー症候群や高機能自閉症の人たちは、これまで正当な理解を得られず、学校などで適切な配慮がなされてこなかったために、社会的な場面での適応が困難になり、不本意な生活を強いられている人が少なくありません。特に、発達障害者支援法の施行、特別支援教育の開始以前は、これらの障害に対しては無理解が故の不当な叱責やいじめなど社会集団からの実質的排除が行われてきました。

発達障害者が犯す犯罪は、早期からの適切な療育並びに周囲の理解によって、防止することが可能であることは児童精神医学の常識になっています。ところが、このような早期からの支援は、まだまだ充分とは言えず、本事件の被告人やご家族はこのような社会的な支援の恩恵をまったく受けることなく、結果として不登校からひきこもりにいたり、孤立感を深めていかざるを得なかったと考えられます。

発達障害者に対する理解や支援は、とても遅れています。そのしわ寄せは、発達障害者とその家族に重くのしかかっています。発達障害者の家族に対する他害行為は、発達障害者に対する理解や支援が遅れていたために、家族に対して過剰な負担を強いることになり、家族内に強いストレス状況がもたらされているという背景を抜きに考えることはできません。

本件犯行の端緒となった不登校や自殺念慮も、私たちの社会が適切な支援を提供することができていれば、これほどご本人やご家族を追い詰めることはなかったかも知れず、発達障害者を率先して支援する立場にある私たちに、忸怩たる思いを抱かせるものです。

### 判決内容の吟味

本判決は、量刑の判断に際して検察の求刑する量刑を尊重するとしつつも、以下の理由から、「殺人罪の有期懲役刑の上限で処すべきである」と断じています。

1. 「被告人は、本件犯行を犯しながら、未だ十分な反省にいたっていない」
2. 「十分な反省のないまま被告人が社会に復帰すれば、そのころ被告人と接点をもつ者の中で、被告人の意に沿わない者に対して、被告人が本件と同様の犯行に及ぶことが心配される」
3. 「被告人の母や次姉が被告人との同居を明確に断り」
4. 「社会内で被告人のアスペルガー症候群という精神障害に対応できる受け皿が何ら用意されていないし、その見込みもない」
5. 「(4の如き状況下では)「再犯のおそれが更に強く心配されるといわざるを得ず」
6. 「許される限り長期間刑務所に収容することで内省を深めさせる必要がある」

## 7. 「そうすることが社会秩序の維持にも資する」

(以上、判決要旨より)

要約すれば、

- a. 「被告人には反省が見られない」したがって、「再犯の恐れがある」。
- b. 「家族は同居を拒み、社会的な受け皿もない」そのために「再犯の恐れは、更に強い」。
- c. 「できる限り長期間刑務所に収容して、内省を深めさせる」ことが、「社会秩序の維持に資する」。

という論理構成になっています。それぞれについて、以下に述べます。

### a. について

たしかに最高裁判所は、裁判員裁判における量刑の考え方について、「反省」を一つの目安としています。しかし、この“反省”という営みの評価は、広汎性発達障害者においては、より慎重になされる必要があります。

被告人に関して、より正確には「一般人（定型発達者について一般に理解しやすいように”一般人”と表記します）が“反省している”と認識するような言動が見られない」とするべきでしょう。広汎性発達障害者は、しばしば反省していることを、“言動で示す”ことが苦手です。一般人が、反省している際に見せるような言動が見られないことによって、広汎性発達障害者が反省していないとするのは誤った認識です。

また、量刑を判断する際に反省が重視されるのは、それが将来の行動—ことに再犯の蓋然性—を左右すると考えるからです。広汎性発達障害者は、しばしば嘘をつくことが苦手です。つまり、一般人のように、反省もしていないのに反省している振りができません。また、認識を簡単に変更する事が難しいという特性を持っています。従って、公判中という短期間の内に認識が変わって反省する事を期待するのは現実的ではなく、公判中に反省していないことがすなわち再犯の恐れに繋がると考えるのは拙速です。

さらに、精神鑑定が「再犯の恐れは少ない」としているにもかかわらず、このような再犯予測を、具体的・現実的な蓋然性の精査をすることもなく断じることが許されるでしょうか。このような予測がなされるのは、「広汎性発達障害だから再犯の可能性が高い」と断じているに等しく、発達障害者に対する重大な差別であると考えます。

また、それを理由に「有期懲役刑の上限で処すべき」とするのは、予防拘禁に他ならず、発達障害者に限って予防拘禁が許されるというきわめて差別的なものです。

### b. について。

家族が同居を拒否すれば、社会に受け皿がないとする認識は、二つの意味で問題です。まず、現状の認識として、平成 17 年に発達障害者支援法が施行されてから、発達障害者への社会的支援は少しずつ充実してきており、矯正施設退所後の障害者等の社会復帰を支援

する目的で地域生活定着支援事業も始まっています。ましてや十数年後にも社会的受け皿がないとするのは、誤った認識です。さらに、この判決では、発達障害者の面倒は家族との関係が複雑になった場合においても家族がみるべきだと断じているようなもので、発達障害者自身にとっても家族にとっても救いのない前時代的な認識です。

c. について。

判決は、現時点で被告人に反省が認められないから、できるだけ長期間刑務所に収容して内省させるべきだと言います。しかし、発達障害者が拘禁状況に長期間収容すれば内省させる事ができるとする考えには全く根拠がありません。もしも、被告人に内省を促すすれば、発達障害に関する専門的な知識を持つ者の関わりが不可欠ですが、刑務所への収容ではそのような関わりは期待できません。

判決は、できるだけ長期間刑務所の収容することによって、内省を深めさせることが社会秩序の維持に資すると言います。しかし、このような発達障害に対する誤解に基づき、被告人に対して一片の同情も示さない判決は、むしろ被告人を頑なにさせるばかりで、社会秩序の維持に資することも期待できません。

以上